

医政地発 0331 第 9 号  
令和 7 年 3 月 31 日

各都道府県  
〔 衛生 主 管 部 ( 局 ) 長  
精神保健福祉主管部 (局) 長 〕 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長  
( 公 印 省 略 )

「災害派遣精神医療チーム (DPAT) 活動要領について」  
の一部改正について

平素より、災害・感染症医療対策に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、DPAT先遣隊の名称を日本DPATに変更したことに伴い、「災害派遣精神医療チーム (DPAT) 活動要領について」(平成 26 年 1 月 7 日付け障精発 0107 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知)の別紙「災害派遣精神医療チーム (DPAT) 活動要領」について、別紙のとおり改正し、令和 7 年 4 月 1 日より適用することとしましたので、貴職におかれては、これを十分御了知の上、貴管下のDPAT登録機関等に対し周知をお願いいたします。

記

(主な改正事項)

- ・ DPAT先遣隊の名称を日本DPATに変更